

「総合評価落札方式【標準型・簡易型】に関する運用ガイドライン」
の取扱いについて

1 ガイドライン引用箇所

(1) 2-2-3-2 落札者決定の方法について

2-2-3-2 落札者決定の方法

落札者は、次の二つの要件を満足する提案を行った者のうち、評価値の最も高い者から決定される。

《二つの要件》

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 価格以外の要素に係る**技術提案**^{※1}が、すべての評価項目に関する**最低限の要求要件**^{※2}を満たしていること。

①は、予定価格の上限拘束性を示す規定である。

②は、技術提案の内容が発注者の提示する標準案の状態を下回らないことを規定するものである。

(2) 4-3 評価項目及び評価基準

4-3 評価項目及び評価基準

4-3-1 評価項目及び評価基準の設定

(3) **最低限の要求要件**^{※2}

技術提案^{※1}の内容は、**提案項目**^{※3}の有無にかかわらず、必要に応じて「**最低限の要求要件**」^{※2}を設け、この要求要件を満たしている場合にのみ点数を付与し、満たしていない場合は欠格として入札参加資格を与えないものとする。

この場合は、その旨あらかじめ入札説明書等で明示するものとする。

2 上記内容の取扱い

1 (1) 及び (2) における※印箇所の取扱いは、以下のとおりとする。

※1 技術提案

- ・入札参加資格審査申請書（技術提案書）の内容
（「青森県農林水産部建設工事総合評価競争入札事務取扱要領」（第2号様式））

※2 最低限の要求要件

- ・入札参加資格
- ・発注者が求める「施工計画」等の技術提案

※3 提案項目

- ・発注者が求める「施工計画」等の技術提案